

第7回地方法人課税のあり方等に関する検討会(H25.5.14)での主な質疑  
(東京都税制調査会 横山会長発表に対するもの)

【ご説明のポイント】

- ◆ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、平成20年度税制改正において、地域間の財政力格差是正を名目に暫定措置として導入され、地方税の原則である受益と負担の観点から見て不合理であり、当然、撤廃して地方税として復元すべき。
- ◆ 偏在是正ありきではなく、そもそも是正すべき偏在が存在するのか等について議論を深めた上で、地方交付税制度のあり方等も含め、望ましい地方税財政制度構築に向けた、幅広い議論を行っていくべき。

○ 平成19年11月の地財審報告から「地方税としての法人課税である限り、課税対象となる支店や工場等の施設が存在しない地方公共団体には課税権は存在し得ない」という部分を引用されている。

ただし、同じ地財審報告の中には、むしろ「国の消費税の一部を地方消費税にする一方で、地方法人二税の一部を同額国税化する、いわゆる税源交換を基本に検討すべき」「地方法人二税の税収シェアの大きな団体は税収が減少するが、地方消費税が充実されることにより、税収構造自体が安定化するというメリットもある」との記述がある。

東京都あるいは東京都税制調査会としての立場の意見だと思うが、いまの発表を聞くと税源交換も含めてすべて否定されているのか。

⇒ 地財審の件で、税源交換にふれていない理由は、当時の議論では税源交換は、もしできたならばという仮定の話であって、その約束がされないままに、地方法人特別税制度による暫定措置が入ったという経緯があるため。

○ 今度の社会保障と税の一体改革でも、東京都は差し引き1,200億円の財源超過となる。ある程度の団体間で差があるのは仕方ないと思うが、これから社会保障の財源を確保するなら、極端に言えば全部消費税にして、一部を地方交付税として配った方がすっきりするという議論もある。歳出とのかかわり言えば説得力がある議論だが、一方では「地方分権を進めたい」「地方が自前の税金で自立していきたい」ということが知事会としての大意であるし、一番望ましいと考えられる。

○ 確かに法人二税の比率が下がると減収が大きい自治体からすると厳しい話かもしれないが、一方で地方消費税の比率を上げれば少なくとも安定度は増すということで理解してもらい、何とか偏在度が低い税体系を作れないか。

○ 今までだと消費税を上げて地方財源を確保するときには、地方税で確保する分が半分、地方交付税で確保するのが半分となるようにしてきた。今回は地方分権の大儀のためにあえて地方消費税を1.2%、交付税分は0.34%にし

てしまった。だからこそ非常に財政力の弱い団体については、財政問題がわかっている人ほど、ものすごく不満がある。

- 地方交付税が増えても東京都は不交付団体だから入ってこないわけだから、地方税収がある程度増えるようにしていこう、多少税源にでこぼこがあるが、やはりある程度偏在是正をやっていこうという道をとらないと、結局大きな目で見れば東京都にとってもプラスにならないのではないか。

⇒ 計算すれば知事会で出ているように、不交付団体の東京都は 1,200 億円の黒字。ただし、交付団体にとって臨財債の減少が本当にメリットのないという理解でいいのか。臨財債が減少するということは交付団体の将来にとって望ましいかもしれない。

⇒ 東京都としてはこれからの将来を見据えたときに、絶対数としての高齢者層が増加するのであり、それに備えなければならないということになれば、目先、今だけの話だけでは済まないのではないか。

東京都は、今黒字であったとしても、その黒字が即黒字のままでなくて、65 歳以上の措置などを考慮し、今後の財政需要の準備をしなければならないということを理解いただきたい。

- 東京都の財源をあてにするなというのはその通りだが、全体が足らざる時にいかに分かち合うかという観点で議論をせざるを得ない。前提として地方財源の絶対額が圧倒的に不足している中、まず足らざるを分かち合うという場合に、東京都に税源の偏在ありやなしやということについてご意見を伺いたい。偏在というのはあるのではないかと思う。

- 交付税あるいは譲与税で調整した後の、一人あたりの財源で見たときには十分均てん化されているという説明をされているが、これだと財政調整は一人あたりの一般財源を均衡化すれば、それくらいで財政調整は大体十分だという荒い議論。これをもって東京都に余裕があると言えないというのはどうか。

⇒ これで偏在がないとは言っていない。こういう見方をしたときに、東京都は全国平均だということが、東京都の姿としてあるのではないかという風にご理解いただきたい。

- 暫定措置を撤廃しても偏在は拡大しないとあるが、消費税を引き上げると交付団体は需要が伸びる分を除けば全部交付税と相殺するわけだが、東京都の場合は不交付団体なのでそのまま財源超過に乗ってくる。税だけで偏在はないと言われると、それはある種の数字のマジックではないかと思う。少なくとも消費税のことを考えると、偏在が大きくなるのでは。

⇒ 交付税制度も加味して偏在を議論している。だったら首尾一貫してすべて歳出歳入の税制全体、交付税全体で議論していただいた方が、東京都の都民、

納税者も納得すると思う。あるときには個別税目、あるときには交付税で得している、このような観点では何の偏在かということが、やはり明確に都の納税者に説明できないのではないか。

- 偏在是正に効果がある付加価値割など外形標準課税の拡大を図り、応益税としての性格を明確にしていくことが適当とあるが、税収があがっている地域とその地域に立地している企業が受けているサービスとの間でギャップがある可能性がある。その補完のために、地域間の格差是正、水平的な調整も考え得る。その点を考慮しても、法人事業税を使ってある種の財政調整なり清算をするということについて認めることはできないか。
- ⇒ いわゆる分割基準などの観点で調整が必要だということは、今までの議論とは違うのではないか。税の論理の話であるので、都民に都税調としても説得するような論理として、財政調整ではない観点で言うのであればいいのではないか。

## 第7回地方法人課税のあり方等に関する検討会(H25.5.14)での主な質疑

(神奈川県自治行財政権の法制的確立に関する研究会 兼子座長発表に対するもの)

### 【ご説明のポイント】

- ◆ 一国多制度を前提として、一定の広域的な生活圏・経済圏における受益と負担を調整する地方共同税。
- ◆ 応益的担税力の広域化に見合った共同課税こそが公平。

- 広域応益課税ということについて、どの程度の範囲の広域性というのが望ましいか。また、普通税についても同じように考えるのか。
- 地方公共団体について、今の単位が正しいのかに疑問はあるが、その中でも自治への参加意識というところも非常に重要になると思う。広域で課税した場合、その辺のリターン(受益)についてどういう風に理解していいのか。難しいことになるのではないか。
  - ⇒ 地方共同税の夢物語、相当長期スパンで考えている。共同地方税目の具体的なあり方は、私の考えの中ではまだ明確になっていない。
  - ⇒ ただし、これまでの地方税法制は、まさに全国一斉、法定税主義であったが、地方共同税の共同税目は全国一律ではなくてもよいのではないか。
- 地方共同税の実現に向けた地方税制度の長期的なステップとして、地方が国会の立法活動に関与するという場合に、事実上の関与であっても、どんどんすすめていくべきと考えているのか、それとも憲法上・法律上の論点を整理し、地方がどう関与していくかを整理したうえで、次に進むべきと考えているのか。
  - ⇒ 地方交付税といった垂直財調が機能しているうちは本格的な地方共同税の必要性といったものも意識されていないのではないか。
  - ⇒ 一国多制度の地方共同税になるのではないかと考えているが、広域応益税的な共同地方税目の立て方など具体的に詰めてはいない。
- 広域応益税という考え方について、行政法あるいは憲法、財政法の理論から、すでに持っている税を共同のプールの中で分け合うという形と、法定外税的に複数の自治体で共同の税を創設するという形の2つのイメージができるが、それぞれの場面で何か法的な評価は変わりうるか。
  - ⇒ 地方共同税というのはどのような具合で成り立つか、詰めはまだとても出来ない段階。一国多制度というくらいしか見通しは立っていない。

○ 地方共同税の区域について、ある一定の広域的なまとまりのある区域では可能であっても、全国一律というのはやはり難しいというお考えか。全国知事会では、全都道府県による共同税も議論している。

⇒ 一国多制度の地方税制になるであろうと申し上げたが、その先は想定できていない。地方消費税を、完全な地方税として共同課税する場合は、全国的な地方共同税の税目例かもしれない。

⇒ 全国一斉にはむしろならないのではないか。府県広域連合が成り立つ地域で府県共同税の税目が成り立つのではないか。

○ 関西広域連合とか九州の広域連合とか、何らかの一体感があって広域連合が成り立つところだと、ある税目を地方共同税とすることはあり得るということか。

⇒ その通り。ただし、一国多制度的な地方税目編成を国が認めてくれるかどうかということになると、地方から国に強く働きかけが必要ではないか。

○ 今日は主に水平的な調整の話をしていただいたが、水平的な調整と垂直的な調整という2つの調整のメインとサブなど、先生のお考えの調整の全体像というのはどういうもので、その中で水平的な調整というのはどのように位置づけられているのか。

⇒ 一国多制度的な税制になることが憲法上も予定されているならば、国が乗り出す垂直財調というのは廃すべきである。そうすると、地方交付税も問題ということになる。

⇒ 自治体間の水平財調だけで地方税の公平課税はやっていくべきだということである。

地方分権改革により、国の中央官庁と自治体は対等となり、都道府県と市区町村も対等。したがって、共同課税も広域自治体と基礎自治体という違いはあるが、対等の自治体の共同課税もあり得る。

## 第7回地方法人課税のあり方等に関する検討会(H25.5.14)での主な質疑

### (全国知事会地方税財政制度研究会 植田座長発表に対するもの)

○ 地方共同税が非常に目を引く。財源配分の仕方や効果という意味では、スーパー地方譲与税とも考えられる。譲与税との違いは地方が配分の決め方に関与する部分。

スーパー地方譲与税ではなく、地方共同税として提案していることの動機や基盤(特に大切に考えているところ)はどのような点か。

⇒ 国に頼ることなく地方自らが偏在性が小さい、安定的な税財源を確保する方法として、地方税の一部を地方共通課題のための共通財源を位置付け、その配分に際しては地方が関与して決めるということが重要な点と考えている。

ただし、やや危険性のある側面もあるが、何を目的に実施するかが大事と考えており、ナショナルミニマムが実現されていることを前提にプラスアルファの共通課題に対応するための制度とすべきではないかと考えている。

○ 地方共有税の提案について、一般会計を通さずに特別会計に直入するなど現行の特別税制度が先取りしている点もあると考えるが、別案では特別税制度は地方分権に反しているから廃止としているが関係性はどうか。

⇒ 地方共有税については、あまり議論が深まっていない。一つの対応案として平成18年の地方六団体提案のまま書いてある。

○ 東京都の主張と「特別税の廃止」までは一致している。その先の水平調整や税源交換についてはかなり温度差がある。地方共同税のところで財政需要までいれて考えていくと共通のところには乗れないと考える。需要面も踏まえて配分しないといけないと考えているのか。

○ 地方共同税について、道府県のみで配分するのか。または市町村も含めた全地方公共団体間で配分するのか。

○ 例えば都道府県のみならば、民生費はせいぜい10%程度とそれほど大きくない。なぜ社会保障を強調されるのか分からない。

⇒ 今後は都道府県も含め、より一層、医療や介護などの社会保障支出や教育費などが増加していくことを念頭に置いている。

○ 事例として書いてある事業を実施しようと思うと、法人二税だけでは財源が足りないと思う。そのためには増税が必要となると考えるがどうか。

⇒ 今の時点で議論していない。

○ 税収の偏在の是正について、何をもって偏在として、どこまで是正すれば許容範囲だと考えているか。

今回の諸々の制度設計は何を目標に実施されているのか。もし実際に制度を構築したあと、また偏在だとなると、また重ねて改正しなければならない。

⇒ 最終的に何をもって偏在が完全に是正されたかというのは、一種の合意に関わることであり、客観的な基準では判断できないところもあると考える。

今回の中間提言では、税源交換により偏在性の大きなものを国税に、偏在性の小さなものを地方税にし、相対的に偏在性の小さい地方税体系を構築することを念頭に置いている。